

保険調剤ニュース	No.39	長野県薬剤師会発行
		平成 23 年 3 月 25 日

平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う
保険診療関係等（処方せん）の取扱いについて

標記について、対象者の要件などが一部改正されましたのでお知らせいたします。
下線を引いた部分が改正力所となります。

また、これに伴い、関連資料(日薬作成「被災者に係る処方せんの取扱いについて」
も更新されましたので併せてお知らせいたします。

1．被災者が処方せんを持参した場合

処方せんを持参した場合は通常通り保険調剤しますが、下記の点についてご注意ください。

被災により被保険者証等がなく保険の記号・番号が記載されていない処方せん
の場合は、患者等から下記の事項を確認し、薬歴や調剤録に記載しておく必要が
あります。

医療保険の場合　：氏名，生年月日，事業所名

国保・後期高齢者の場合：氏名，生年月日，住所，国保組合の場合は組合名

保険医療機関名が記載されていない処方せんの場合は、患者等から診察を受け
た保険医療機関名を確認し、薬歴や調剤録に記載しておきます。ただし、救護所
や避難所から発行された処方せんでは、保険調剤することはできません。

なお、申立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行わ
れることがある旨を患者に周知するようご協力ください。

2．被災者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合

後日に処方せんが発行されることが確認でき、次の　および　の要件のいずれにも
該当する場合には、保険調剤として取り扱えます。ただし、要件を満たさない場合は、
近隣の医療機関を紹介し、受診した上で処方せんを発行してもらってください。

交通の遮断や近隣医療機関の閉鎖、被災など、客観的に受診する事が困難な理
由が認められること。ただし、長野県内では医療機関が通常どおり機能している
ので、この要件を満たすケースはほとんどないと思われます。

主治医又は同一医療機関の他の医師との電話やメモ等により、処方内容が確認
できること。なお、主治医等との連絡が取れないときは、処方内容が安定した慢
性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかなこと。
ただし、後日、医師に処方内容を確認する必要があります。

3．一部負担金の支払猶予について

震災時に下記の対象地域に住所を有し、患者から下記のいずれかの申し出があった
場合に、平成 23 年 5 月末日の調剤分まで、調剤一部負担金の支払を猶予することが

できるとされています。そのため、これらの対象者から「一部負担金を支払えない」との申し出があった場合は、支払を猶予してください。

なお、要件を満たさない場合は、通常通り一部負担金を徴収してください。

【対象地域】(被災当時に次のいずれかの地域に住所を有すること)

岩手県全 34 市町村 宮城県全 35 市町村 福島県全 59 市町村 青森県(八戸市, 上北郡おいらせ町) 茨城県(水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 筑西市, 稲敷市, 東茨城郡茨城町, 東茨城郡大洗町, 東茨城郡城里町, 那珂郡東海村, 久慈郡大子町, 稲敷郡阿見町, 稲敷郡美浦村, 稲敷郡河内町, 北相馬郡利根町) 栃木県(宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 芳賀郡益子町, 芳賀郡茂木町, 芳賀郡市貝町, 芳賀郡芳賀町, 塩谷郡高根沢町, 那須郡那須町, 那須郡那珂川町) 千葉県(旭市, 香取市, 山武市, 山武郡九十九里町)

長野県(下水内郡栄村) 新潟県(十日町市, 上越市, 中魚沼郡津南町)

【申し出の内容】(次のいずれかの項目に該当すること)

住家の全半壊, 全半焼又はこれに準ずる被災をした旨

主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

主たる生計維持者の行方が不明である旨

主たる生計維持者が業務を廃止し, 又は休止した旨

主たる生計維持者が失職し, 現在収入がない旨

原子力災害対策特別措置法の規定による, 避難のための立退き又は屋内への退避を総理大臣が指示した地域(福島県の双葉町, 大熊町, 富岡町, 樽葉町, 広野町, 川内村の全域, いわき市, 田村市, 葛尾村, 浪江町, 飯館村, 南相馬市)であるため, 避難してきた旨

支払を猶予される対象者は, 今後, 支払が免除される可能性があります。また, 免除が決定した場合, すでに一部負担金をいただいた対象者については, 本人が保険者に償還払いを申請すれば, 払い戻されると思われますので, 領収証を発行する際はその旨を申し添えください。

また, 請求の具体的な手続きについてはまだ決まっていませんので, 決まり次第お知らせいたします。

4. 各種公費負担医療の取り扱い

公費負担医療で指定医療機関でないと調剤を受けられない, 感染症(10), 生活保護(12), 戦傷病者(13,14), 自立支援(21,15,16), 原爆(18,19), 肝炎(38), 中国残留邦人(25)は, 災害時の特例で, 指定薬局でなくても調剤し請求することができます。さらに, 自立支援については, 患者が指定する薬局でなくても調剤し請求することができます。

被災者に係る処方せんの取り扱いについて



※保険適用となる場合

<p>1. 一部負担金</p>	<p>・以下(1)と(2)のいずれにも該当する場合は、窓口負担なし(5月末まで猶予)。 (1)災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者・被扶養者(地震発生以後に他の市町村へ転入した場合を含む) (2)今回の地震により、以下のいずれかの申し立てをした者 ①住家の全半壊・全半壊、または、これに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡、または、重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者の行方が不明である旨 ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 ⑥原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退きまたは屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難または退避を行っている旨 ・上記(2)の申し立てがあった場合は、被保険者証等により、住所が上記(1)の区域であることを確認し、その内容を調剤録に記載する。 → ただし、それが不可能な場合は、氏名、生年月日に加え、 ＜社保の場合＞ 被保険者の勤務する事業所名、住所、連絡先 ＜国保・後期高齢者医療の場合＞ 住所、連絡先(国保組合の場合は組合名も) を調剤録に記載 また、患者には、後日、保険者から内容の確認が行われることがある旨を伝える。</p>
<p>2. 保険請求</p>	<p>・レセプト請求方法(具体的な手続きなど)については、後日、厚生労働省より通知される予定です。 (保険薬局等が猶予した一部負担金については、保険者において減免・猶予していただくよう、厚生労働省保険局から依頼予定であるとのこと)</p>